

【九州地方知事会提案・要望書（平成20年6月）抜粋】

1. 地方分権の推進について

地方分権の推進は、地域の特性に応じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠であります。

平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立したことを受け、昨年4月には地方分権改革推進委員会による調査審議が開始され、第二期地方分権改革に向けた確かな第一歩が踏み出されました。

推進委員会においては、昨年「基本的な考え方」と「中間的な取りまとめ」を取りまとめられ、地方分権改革における理念や検討の方向性を明確にしつつ、義務付け・枠付けについて具体的な見直しの方策を示されました。また、国税と地方税の税源配分について5：5を明記され、個別の行政分野においても大胆な見直しの方向が示されており、これらの点では評価するものです。しかしながら、義務付け・枠付けの見直しを除いては、改革の実現に向けた具体的な方策を示されておらず、地方六団体が求めている「地方共有税の導入」や「(仮)地方行財政会議の法律による設置」などについては触れられておりません。さらに、医療、生活保護等地方公共団体の行財政運営に多大な影響を与える制度の見直しも提起されていません。

今後、順次なされる勧告においては、改革の具体的な内容及び実現のためのスケジュールが盛り込まれるべきです。また、推進委員会においては、都道府県・市町村と積極的に意見交換を行い、それぞれの意見を十分に踏まえつつ、真の地方分権改革に取り組まれることが期待されています。

特に、国の出先機関の見直しについては、平成20年2月に全国知事会が推進委員会に対して提言したように、地方分権の推進、国と地方の二重行政の解消など行革による行政コストの大幅カットの実現、更に、これらによる国が本来の役割に専念できる組織への再生という3つの効果を持つ極めて有効な手段であり抜本的な改革に取り組むべきであります。

今後、政府におかれては、内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、地方分権改革推進本部において、地方六団体が提出した「地方分権の推進に係る意見書」や推進委員会の勧告を踏まえ、地方六団体と事前に十分協議の上「地方分権改革推進計画」を作成され、「地方でできることは地方が担う」、「自己決定・自己責任」、「地方の自立（律）と連携」、「国と地方の二重行政の解消」の4つを基本原則として地方の求める真の地方分権改革を進められるべきであります。

ついては、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 「地方でできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担をより一層明確化したうえで大胆に見直し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源を一体的に移譲すること。また、国の出先機関の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅削減により、国・地方を通じた行政の簡素・効率化を推進すること。
- (2) 地方が、自主・自立的な行財政運営ができるよう、当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指して、国から地方への一層の税源移譲を進め、地方税財源の充実・強化を図ること。

税源移譲にあたっては地域間格差が拡大することのないよう、地方消費税の充実などにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に検討を行うとともに、移譲財源の一部を各地方公共団体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築について検討を行うこと。
- (3) 地方税制の見直しのみでは、地方公共団体間の財政力格差を解消することは困難であることから、地方交付税については、社会保障関係の経費が増大し続ける中、住民生活が守られるとともに、地域の活性化が図られるよう、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映した上で、地方交付税を復元・増額し、財源保障・財源調整の両機能の回復を図り、その役割を堅持すること。

また、国から恩恵的に与えられるものではなく、地方固有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」とすること。
- (4) 地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が対等・協力の立場で協議を行う「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

また、「(仮)地方行財政会議」が設置されるまでの間、「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこと。
- (5) 道州制の検討に当たっては、平成19年1月に全国知事会が取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」の「道州制の基本原則」を前提とすること。

また、道州制は、国と地方双方の政府を再構築するものであることから、国と地方が一体となった検討機関を設置し、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方公共団体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築等について、具体的に検討すること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、第二期地方分権改革を着実に推進すること。